(2)　障害者施設等入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　七対一入院基本料の施設基準

①　(1)のイに該当する病棟であって、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③　当該病棟の入院患者のうち、第八の十の(2)に規定する超重症の状態の患者との合計が三割以上であること。

ロ　十対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ハ　十三対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ニ　十五対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

(3)　障害者施設等入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定めるもの

夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(4)　障害者施設等入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは一般病棟入院基本料の注13に規定する夜勤時間特別入院基本料、療養病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは療養病棟入院基本料の注12に規定する夜勤時間特別入院基本料、結核病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは結核病棟入院基本料の注6に規定する夜勤時間特別入院基本料、精神病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注9に規定する夜勤時間特別入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

(5)　障害者施設等入院基本料の注5に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある患者

別表第四に掲げる患者

(6)　特定入院基本料及び障害者施設等入院基本料の注6に規定する点数に含まれる画像診断及び処置並びに含まれない薬剤及び注射薬

特定入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注6に規定する点数を算定する患者に対して行った別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。

第六　診療所の入院基本料の施設基準等

一　通則

(1)　診療所であること。

(2)　当該保険医療機関を単位として看護を行うものであること。

(3)　看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものとする。

(4)　現に看護に従事している看護職員の数を当該診療所内の見やすい場所に掲示していること。

二　有床診療所入院基本料の施設基準

(1)　有床診療所入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　有床診療所入院基本料1の施設基準

①　当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、七以上であること。

②　患者に対して必要な医療を提供するために複数の機能を担っていること。

ロ　有床診療所入院基本料2の施設基準

①　当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、四以上七未満であること。

②　イの②の基準を満たすものであること。

ハ　有床診療所入院基本料3の施設基準

①　当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、一以上四未満であること。

②　イの②の基準を満たすものであること。

ニ　有床診療所入院基本料4の施設基準

イの①の基準を満たすものであること。

ホ　有床診療所入院基本料5の施設基準

ロの①の基準を満たすものであること。

ヘ　有床診療所入院基本料6の施設基準

ハの①の基準を満たすものであること。

(2)　有床診療所一般病床初期加算の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　医科点数表の退院時共同指導料1の1に規定する在宅療養支援診療所（以下「在宅療養支援診療所」という。）であって、過去一年間に訪問診療を実施しているものであること。

ロ　急性期医療を担う診療所であること。

ハ　緩和ケアに係る実績を有する診療所であること。

(3)　夜間緊急体制確保加算の施設基準

入院患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。

(4)　医師配置加算の施設基準

イ　医師配置加算1の施設基準

次のいずれにも該当すること。

①　当該診療所における医師の数が、二以上であること。

②　次のいずれかに該当すること。

1　在宅療養支援診療所であって、訪問診療を実施しているものであること。

2　急性期医療を担う診療所であること。

ロ　医師配置加算2の施設基準

当該診療所における医師の数が、二以上であること（イに該当する場合を除く。）。